

報道関係者各位

令和7年6月4日（水）

【照会先】

山口労働局労働基準部健康安全課

課長 徳重 宏之

安全専門官 桑原 義邦

電話（083）995－0373

山口県の令和6年労働災害発生状況等について

～労働災害は増加傾向に転じ、特に「転倒」による災害が多くを占める～

山口労働局（局長：鈴木 輝美）では、山口県内における令和6年の労働災害発生状況を取りまとめましたので公表します。

令和7年度は、「第14次山口労働局労働災害防止計画」（以下「14次防」という。）（令和5年度～令和9年度）の中間年になります。14次防では、令和4年比で死亡者数を9%以上、休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）を5%以上減少させることを目標としています。特に、高水準にある転倒災害等の作業行動に起因する労働災害防止対策等を重点として、労働災害防止対策の推進に取り組んでまいります。

令和6年労働災害発生状況等のポイント

1 令和6年労働災害発生状況【資料1】

- 県内の労働災害による死亡者数は9人（前年比1人減）。
建設業が最も多く3人（前年比2人増）。
事故の型別では、「交通事故（道路）」が最も多く3人（前年比3人増）。
熱中症による死亡者が1人発生している。
- 休業4日以上の死傷者数は1,360人（前年比46人増）。
業種別では多い順に、製造業（299人）、小売業（198人）、建設業（186人）と続く。
60歳以上の死傷者数は439人であり、全体の約1/3を占める。
事故の型別では、「転倒」による休業災害が最も多く全体の25.4%を占め、60歳以上では全体の40.3%を占める。

2 第14次労働災害防止計画【資料2】

- 死亡者数を9%以上減少、死傷者数を5%以上減少させる。
- 転倒災害や高年齢労働者に対する労働災害発生防止に重点。

3 第14次労働災害防止計画初年度の結果【資料3】

死亡者数は目標値の11人以下となったが、死傷者数は目標値の1,308人以下を達成できなかった。

令和 6 年労働災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く

1 死亡災害発生状況

- ・ 労働災害による死亡者数は9人で、前年より 1 人減【資料 1】。
- ・ 業種別では、建設業：3人（前年比 2 人増）、製造業：2人（前年比 1 人減）、運輸交通業：1人（前年と同数）、農林業：1人（前年比 1 人減）、社会福祉施設：1人（前年と同数）、その他の第三次産業：1人（前年比 1 人減）【資料 1】。
- ・ 事故の型別では「交通事故（道路）」が3人、「激突され」が2人、「墜落・転落」・「崩壊・倒壊」・「切れ・こすれ」・「高温・低温の物との接触（熱中症）」が各々 1人。

2 死傷災害発生状況

- ・ 労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）は 1,360人（前年比 46 人増）【資料 1、グラフ 4】。
- ・ 死傷者数 1,360 人のうち、60 歳以上の高年齢労働者は 439人で、前年より 13 人増加し、依然全体の約 1/3 を占める【グラフ 5】。業種ごとの人数は【グラフ 3】参照。
- ・ 高年齢労働者の労働災害を事故の型別にみると、転倒が圧倒的に多く 177 人と全体の 40.3% を占め、次いで墜落・転落の 66 人、動作の反動・無理な動作の 45 人となっている。
- ・ 令和 5 年と比べ、死傷者数が大きく増加したのが運輸交通業 146人（25 人増加）と小売業 198人（24 人増加）。
運輸交通業で最も死傷者数が多い事故の型は、墜落・転落で 42人（28.8%）、小売業で最も死傷者数が多い事故の型は、転倒で 68人（34.3%）となっている。
- ・ 転倒による労働災害は 345人で昨年より 24 人増加。このうち第 3 次産業が 238人と全体の 7 割弱を占める。

<死傷者の多い業種>【グラフ 1】

- ① 製造業：299 人（構成比 22.0%）（前年比 9 人減・2.9%減）
- ② 小売業：198 人（構成比 14.6%）（前年比 24 人増・13.8%増）
- ③ 建設業：186 人（構成比 13.7%）（前年比 15 人増・8.8%増）

<事故の型別>【グラフ 6】

- ① 転倒：345 人（構成比 25.4%）（前年比 24 人増・7.5%増）
- ② 墜落・転落：229 人（構成比 16.8%）（前年比 5 人減・2.1%減）
- ③ 動作の反動・無理な動作：164 人（構成比 12.1%）（前年比 1 人減・0.6%減）

これらの状況を踏まえ、令和7年度において、山口労働局では、以下の取組を重点的に
行うこととします。

3 令和7年度山口労働局重点施策

○職場における熱中症対策の徹底

3月の早い時期からリーフレット等により周知を開始するとともに、5月から9月までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を通じて、関係業種・関係団体等に対して熱中症対策を促進します。

また、6月1日から労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が強化されることについても、周知を図ります。



山口県農業法人協会に要請

○事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

経営や人材確保・育成の観点からも安全衛生対策に取り組むことが極めて重要となっていることを踏まえ、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について積極的に周知啓発を図ります。



年末年始パトロールの実施

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

中高年齢の女性をはじめとして発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある転倒や腰痛等の「動作の反動・無理な動作」などの労働災害防止のため、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする「山口県 SAFE 協議会」の運営や、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、作業行動に起因する労働災害防止に向けた機運の醸成を図ります。



SAFE 協議会
「レノファ健康・元気体操」

○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)及び中小企業による高年齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金(エイジフレンドリー補助金)の周知を図ります。



エイジフレンドリー補助金

新型コロナウイルス感染症り患による
労働災害を除く。

令和6年労働災害発生状況

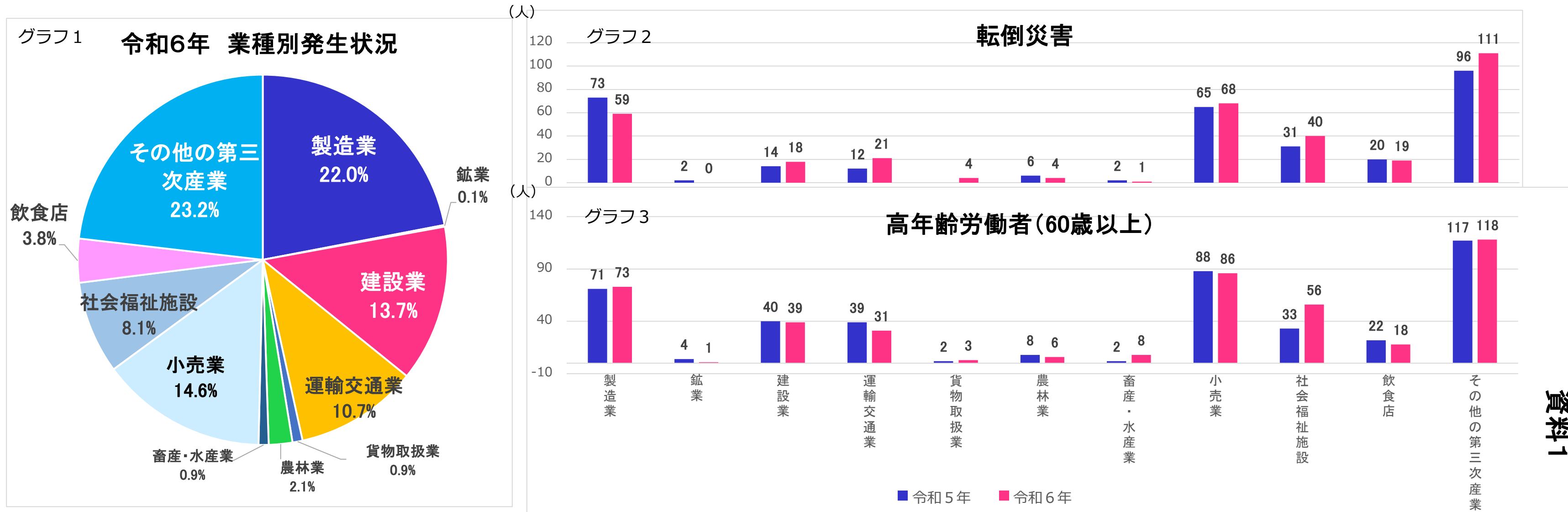
山口労働局

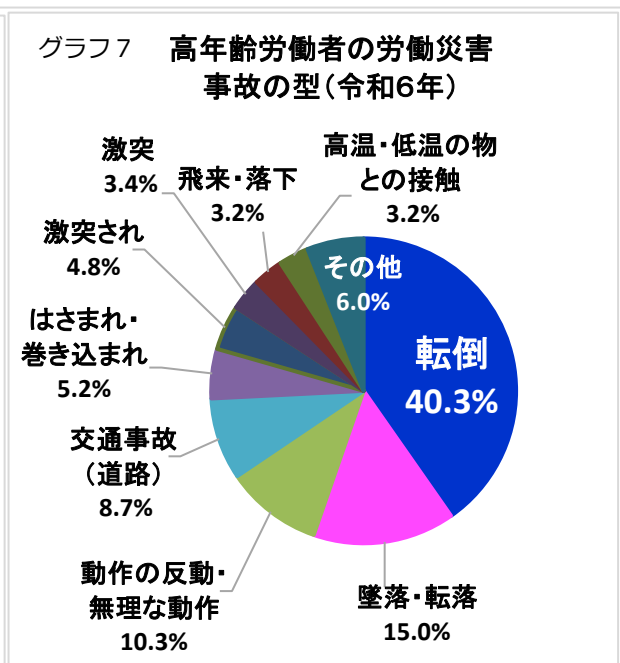
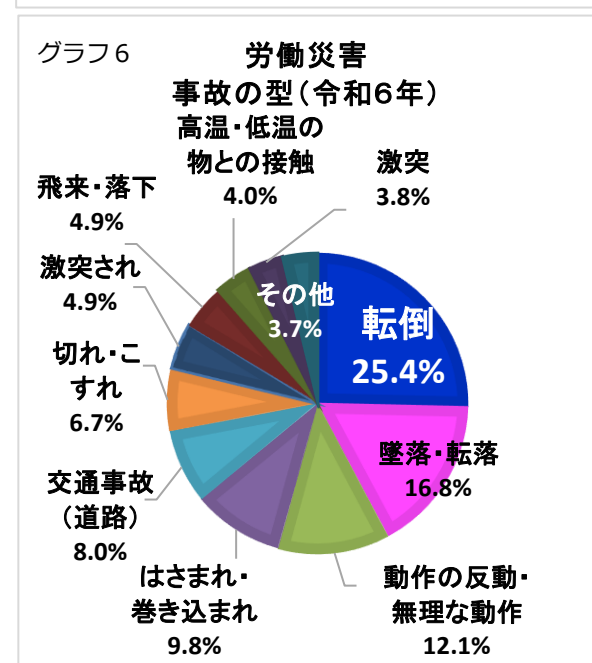
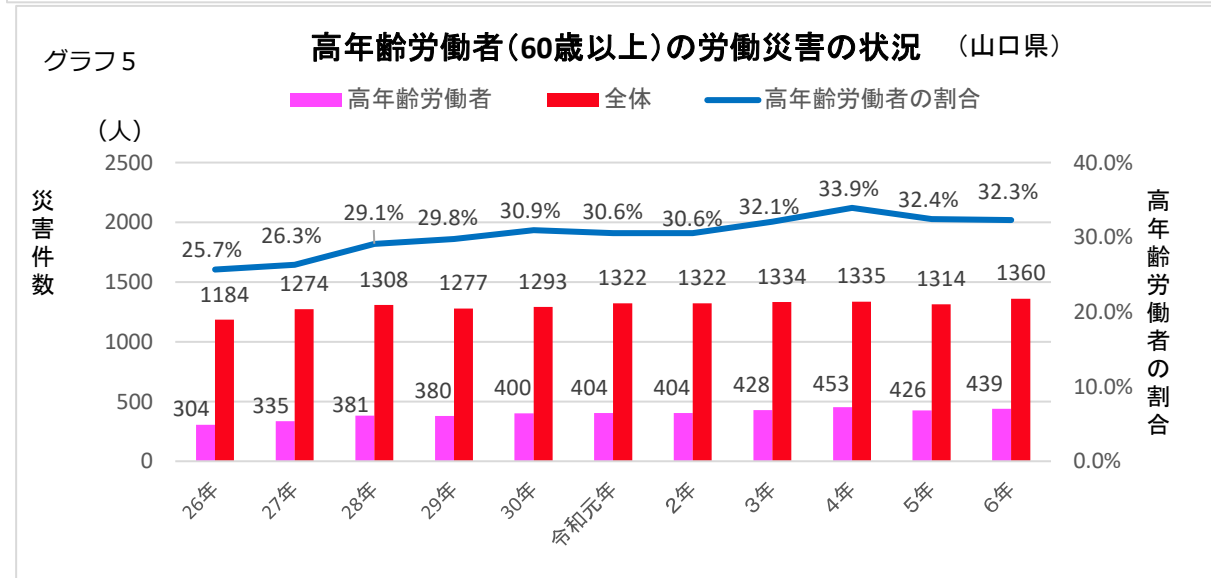
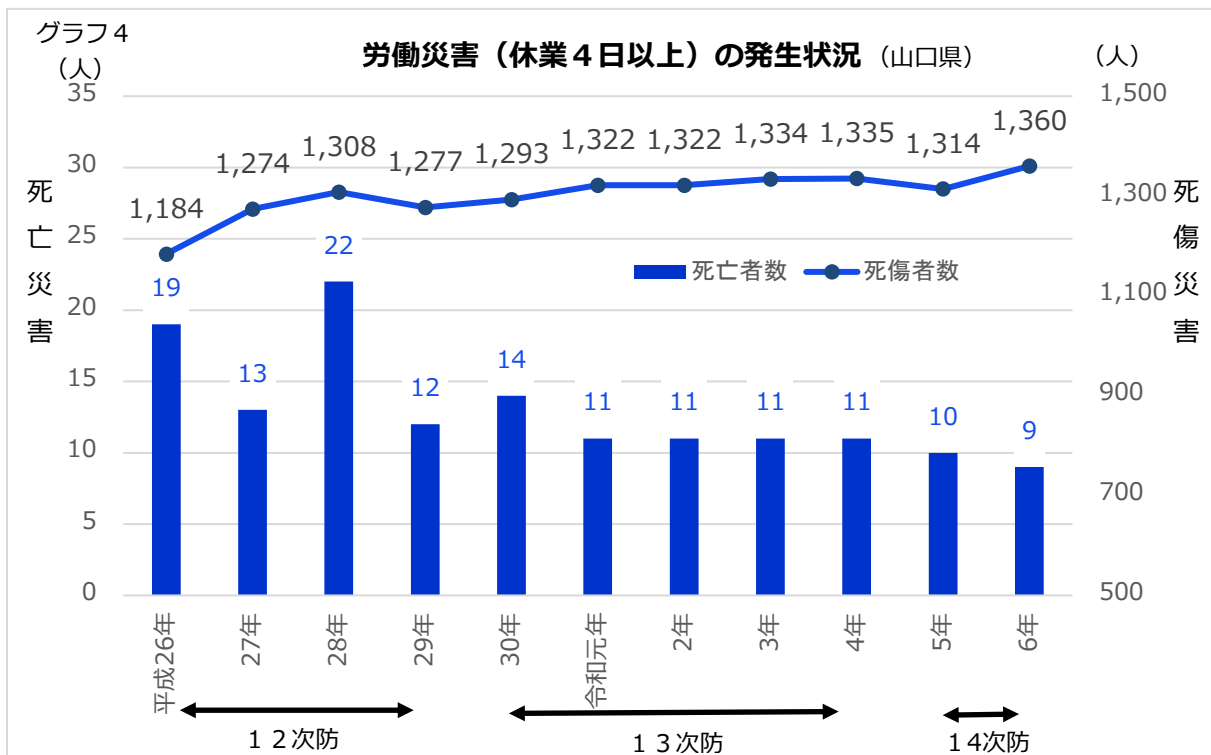
令和6年確定版

労働者死傷病報告による

業 種	死 亡 (前年同期値)	休業災害	合 計	構成比※	対 前 年 増 減 数	増 減 率	うち転倒災害件数				うち高年齢労働者（60歳以上）					
							死 亡	休業災害	合 計	構成比※	占 有 率	死 亡	休業災害	合 計	構成比※	占 有 率
全 産 業	9 (10)	1,351	1,360	100.0%	+46	+3.5%		345	345	100.0%	23.5%	5	434	439	100.0%	32.3%
製 造 業	2 (3)	297	299	22.0%	-9	-2.9%		59	59	17.1%	19.7%	2	71	73	16.6%	24.4%
鉱 業		2	2	0.1%	-4	-66.7%							1	1	0.2%	50.0%
建 設 業	3 (1)	183	186	13.7%	+15	+8.8%		18	18	5.2%	9.6%	2	37	39	8.9%	21.0%
運 輸 交 通 業	1 (1)	145	146	10.7%	+25	+20.7%		21	21	6.1%	14.4%		31	31	7.1%	21.2%
貨 物 取 扱 業		12	12	0.9%	+7	+140.0%		4	4	1.2%	33.3%		3	3	0.7%	25.0%
農 林 業	1 (2)	27	28	2.1%	±0	±0.0%		4	4	1.2%	14.3%		6	6	1.4%	21.4%
畜 産・水 産 業		12	12	0.9%	+8	+200.0%		1	1	0.3%	8.3%		8	8	1.8%	66.7%
第 三 次 産 業	2 (3)	673	675	49.6%	+4	+0.6%		238	238	69.0%	30.4%	1	277	278	63.3%	41.2%
小 売 業		198	198	14.6%	+24	+13.8%		68	68	19.7%	34.3%		86	86	19.6%	43.4%
社 会 福 祉 施 設	1 (1)	109	110	8.1%	-9	-7.6%		40	40	11.6%	25.8%		56	56	12.8%	50.9%
飲 食 店		52	52	3.8%	-1	-1.9%		19	19	5.5%	36.5%		18	18	4.1%	34.6%
その他の第三次産業	1 (2)	314	315	23.2%	-10	-3.1%		111	111	32.2%	29.4%		118	118	26.9%	37.5%

※端数処理上、合計値が100%にならないことがある。





山口県における第14次労働災害防止計画（概要）

～第14次労働災害防止計画を策定し、死亡・死傷災害の減少を目指します～

○ 重点事項ごとの具体的取組

計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（※【 】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ①安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- ②労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ①転倒防止・腰痛予防対策の取組推進
【転倒災害防止対策実施事業場割合 50%以上増】
- ②介護作業等のノーリフトケア導入推進【導入割合増】
- ③「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策の推進
- ④骨密度、ロコモ（運動器症候群）度、視力等の転倒災害の発生につながるリスクの見える化に向けた情報収集

【アウトカム】



- 増加が見込まれる転倒の死傷年千人率 増加に歯止め
- 転倒による平均休業見込日数 40日以下
- 増加が見込まれる社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率の減少

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの取組50%以上】

【アウトカム】



- 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

- ①テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインの周知
- ②副業・兼業を行う労働者について自身の健康管理を適切に行えるツールの活用促進
- ③障害のある労働者について就業上の配慮の必要性の周知

山口県内の労働災害発生状況と計画主要指標



休業4日以上の死傷者数

R4年比 5%以上減少

死亡者数

死亡災害撲滅を目指し
R4年比 9%以上減少

5 個人事業者等の安全衛生対策推進

- ①労働者でない個人事業者等の業務上災害の実態把握、自らによる安全衛生確保の措置、注文者等による保護の在り方に関して必要な対応について検討する。
- ②請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても労働者と同様の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正について周知

6 業種別の労働災害防止対策の推進

- ①陸上貨物運送事業対策（墜落・転落災害、転倒災害を重点とし、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）
【実施事業場割合 45%以上】
- ②建設業対策（墜落・転落災害防止のリスクアセスメントに基づく取組推進）
【実施事業場割合 85%以上】
- ③製造業対策（はさまれ・巻き込まれ防止対策の取組の推進）
【実施事業場割合 60%以上】
- ④林業対策（チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）
【実施事業場割合 50%以上】

【アウトカム】



- 陸上貨物運送事業 死傷者数 5%以上減少
- 建設業 死亡者数 25%以上減少
- 製造業 機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷者数 5%以上減少
- 林業 死亡災害を発生させない

7 労働者の健康確保対策の推進

- ①メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）
【全事業場 対策に取り組む割合 80%以上】
【50人未満の事業場 ストレスチェック実施の割合 50%以上】
- ②過重労働対策
 - ・健康確保措置の徹底
 - ・年次有給休暇の取得促進【年休取得率70%以上】
 - ・勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善
【インターバル制度導入割合15%以上】

【アウトカム】



- 職業生活の悩み又はストレスのある労働者割合 50%未満
- 週労働時間60時間以上の雇用者割合 5%以下

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ①化学物質対策（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 80%以上】
- ②石綿、粉じん対策
 - ・石綿事前調査の適切な実施
 - ・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）
- ③熱中症、騒音対策【暑さ指数把握の事業場割合 増加】
 - ・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進
- ④電離放射線対策（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

【アウトカム】



- 化学物質に係る災害 5%以上減少
- 熱中症による死亡災害を発生させない。

※石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。



厚生労働省
山口労働局
(2023.3)

第 14 次労働災害防止計画における目標の概要

(計画の期間：2023 年から 2027 年までの 5 か年)

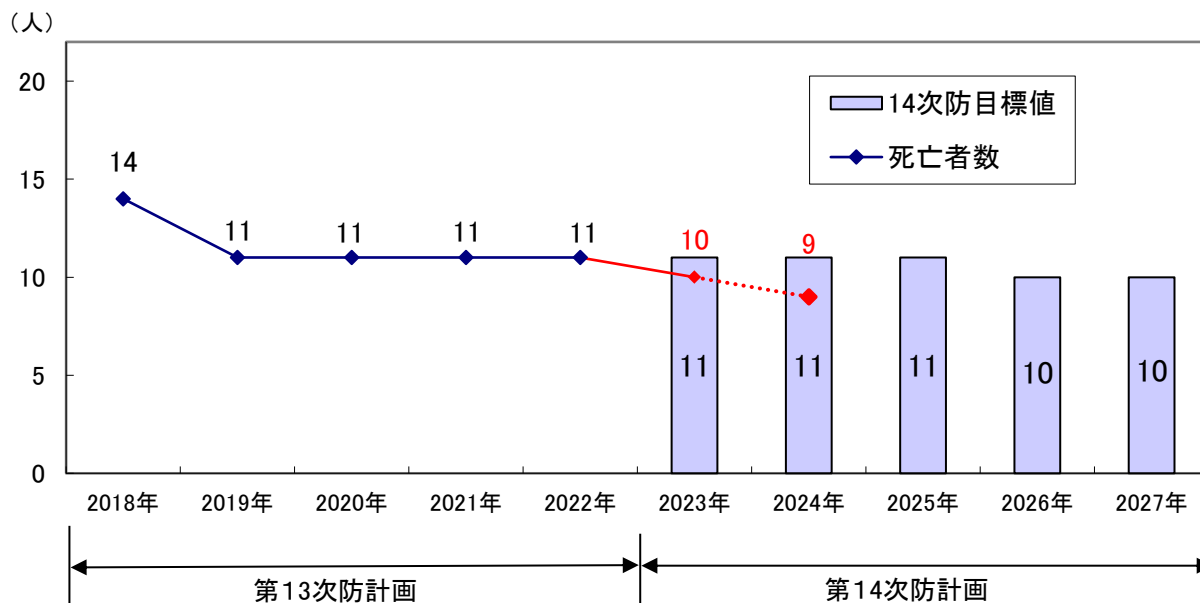
2024 (令和 6) 年 (確定値)

山 口 労 働 局

全体目標①

死亡災害について

2022 年と比較して、2027 年の死亡災害を 9%以上 減少させること。
(2027 年において 10 人以下とすること。)

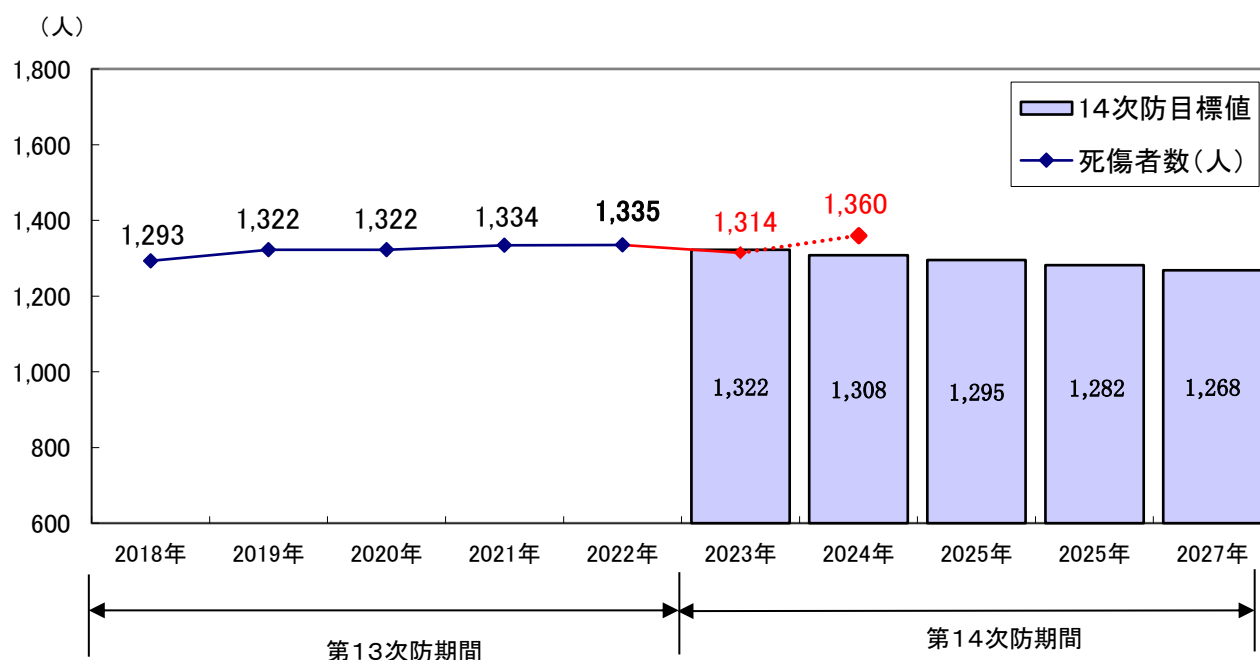


(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

全体目標②

死傷災害について

2022 年と比較して、2027 年の休業 4 日以上之死傷災害を 5%以上 減少させること。
(2027 年において 1,268 人以下にすること。)



(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)